## 令 和 7 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 ( 新 設 · 拡 充 · 延 長 )

## (経済産業省製造産業局自動車課)

項目	名	自動車関係諸税のあり方の検	討	
税目		自動車重量税 自動車重量税法全文 自動車重量税法施行令全文 自動車重量税法施行規則全文 租税特別措置法第 90 条の 10~15 自動車重量譲与税法全文 自動車重量譲与税法施行規則全文		
要	令和6年度与党税制改正大綱における検討事項を踏まえ、自動車関係諸税について、市場の活性化に寄与し、2050年カーボンニュートラルの実現にも積材			
望	的に貢献するものとすべく、新たに保有段階における CO2 削減に資する制度の基本的考え方を提示するとともに、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等を踏まえつ			リティ産業の発展
Ø	つ、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。			
内			平年度の減収見込額	— 百万円
容			(制度自体の減収額)	( 一 百万円)
			(改正増減収額)	( 一 百万円)

## (1) 政策目的

自動運転をはじめとする技術革新や保有から利用への変化、モビリティの多様化を受けた利用者の広がりなど、自動車を取り巻く環境は大きく変化しており、また、自動車産業として 2050 年カーボンニュートラルの実現に向け積極的な貢献が求められる中で、自動車産業、ひいては日本経済全体の活性化を図るため、自動車関係諸税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。

## (2) 施策の必要性

①自動車産業は日本経済や雇用創出に大きく貢献する基幹産業であるが、世界的なカーボンニュートラルの動きを受けた自動車の電動化の急速な進展、自動運転をはじめとする技術革新、シェアリング等の保有から利用への変化など、GX (グリーン・トランスフォーメーション)や DX (デジタル・トランスフォーメーション)による 100 年に一度の大きな変革期に直面している。こうした動きは、グローバル競争を激化させる一方で、新たなビジネスの拡大や社会変革の大きなチャンスであり、GX・DX を取り込むことで、「自動車産業」は「モビリティ産業」に大きく進化し、日本経済全体の成長の源泉となるとともに、様々な社会課題の解決に貢献することが可能となる。

②令和 6 年度与党税制改正大綱の検討事項においては、「自動車関係諸税の見直しについては、日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望を踏まえるとともに、「2050 年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものでなければならない。その上で、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行、地域公共交通へのニーズの高まり、CASE に代表される環境変化にも対応するためのインフラの維持管理・機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。

その際、電気自動車等の普及や市場の活性化等の観点から、原因者負担・受益者負担の原則を踏まえ、また、その負担分でモビリティ分野を支え、産業の成長と財政健全化の好循環の形成につなげるため、利用に応じた負担の適正化等に向けた具体的な制度の枠組みについて次のエコカー減税の期限到来時までに検討を進める。

また、自動車税については、電気自動車等の普及等のカーボンニュートラルに向けた動きを考慮し、税負担の公平性を早期に確保するため、その課税趣旨を適切に踏まえた課税のあり方について、イノベーションへの影響等の多面的な観点も含め、関係者の意見を聴取しつつ検討する。」とされたところ。

③上記を踏まえ、自動車関係諸税について、市場の活性化に寄与し、2050 年カーボンニュートラルの実現にも積極的に貢献するものとすべく、新たに保有段階における CO2 削減に資する制度の基本的考え方を提示するとともに、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等を踏まえつつ、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。

		政策体系 における 政策目的の 位置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展
今回の要望(租税特別措置)に関連する事項	合 理 性	位置付けの標	①自動車市場の拡大を通じて、自動車産業、ひいては日本産業全体の活性化を図る。 ②環境性能に優れた自動車の普及促進のため、乗用車の新車販売について、2030 年までに次世代自動車の割合を 5~7割(うち、電気自動車とプラグイン・ハイブリッド自動車を含わせた割合を 2~3割)、2035 年までに電動車の割合を 100%とすることを目指す。 (関連する与党税制改正大綱、開議決定等)〇令和 6 年度税制改正大綱(令和 5 年 12 月 14 日)第三 検討事項 5 自動車関係諸税の見直しについては、日本の自動車戦略やインフラをラル」目標の実動を強まるもとのでイを実の発展に伴う経のより、CASE に代表をいい。その上で、自動を投充した目前でで産業の発展に伴う経公共のでするものでインカーが、対している環境変化にも対応するためのインフラのと大き管理・機能的に中心が発展に伴う経会のありたるととも同様的に対応を安と公でで産業の発展に伴う経公共応するためのインフラのとは対応を変更性等を踏を前提に、の発展に代表を定いて、地域分がでは、中立を消費を行いて、同盟が表別では、中立を対して、電気自動車等の普及や市場と、での際、電気自動車等の音及や市場の活性化等のの負債で、同国を対して、ののでは、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、
			《KPI》2030 年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を 5~7 割とすることを目指す。

(参考) 次世代自動車戦略 2010 (平成 22 年 4 月 12 日)

2030年の乗用車車種別普及目標(政府目標)

次	7世代自動車	50~70%		
	ハイブリッド自動車	30~40%		
	電気自動車	20~30%		
	プラグイン・ハイブリッド自動車	20~30%		
	燃料電池自動車	~3%		
	クリーンディーゼル自動車	5 <b>~</b> 10%		

○GX 実現に向けた基本方針(令和5年2月10日) 参考資料

【今後の道行き】事例7:自動車産業

■自動車産業のカーボンニュートラル化 (例. 2035 年乗用車の 新車販売で電動車 100%) を実現するため、今後 10 年で省エ ネ法などで電動車の開発・性能向上・車両導入への投資を促 しつつ、国際ルールへの対応を着実に進めることによりグロ ーバル市場への展開を進める。

〇経済財政運営と改革の基本方針 2024 (令和6年6月21日) 第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現

3. 投資の拡大及び革新技術の社会実装による社会課題への対応 (前略)

低炭素水素等については、水素社会推進法に基づき、国内外におけるサプライチェーンの構築、国内の拠点整備や技術開発の支援、電力・ガス・燃料・製造・運輸分野における利用拡大を促す制度整備に向けた検討を進める。 電動車や電動建機の導入促進に加え、燃料電池トラック等の商用車と商用車用ステーションへの集中支援、水素供給への支援を行う。

商用車のうち、非化石エネルギー自動車の保有や使用に関する目標の拡大について、検討を行う。国際競争力のある価格の実現に向け、官民連携により、合成燃料(e-fuel)、合成メタン e-methane)、国産の持続可能な航空燃料(SAF)を含むカーボンリサイクル燃料の研究開発や設備投資を促進するとともに、需要創出や環境整備に取り組む。

租税特別措 置の適用又 は延長期間	
同上の期間 中 の 達 成 目 標	_
政策目標の 達 成 状 況	国内自動車市場はバブル期をピークに縮小している。自動車 市場の拡大を通じて、自動車産業、ひいては日本経済全体の活 性化を図ることが必要。
	   <国内自動車販売台数の推移>

1	1	
		平成 29 年度 520 万台
		平成 30 年度 526 万台
		令和元年度 504 万台
		令和 2 年度 466 万台
		令和 3 年度 422 万台
		令和 4 年度 439 万台
		令和 5 年度 453 万台
		エコカー減税等により、環境性能に優れた自動車の普及は進みつつあるものの、2030 年までに乗用車の新車販売台数に占める次世代自動車の割合を 5~7 割(うち、電気自動車とプラグイン・ハイブリッド自動車を合わせた割合を 2~3 割)とすることを目指す、2035 年までに乗用車新車販売で電動車 100%を実現するという政府目標の達成に向け、更なる普及促進を図る必要がある。  <新車販売台数に占める電動車の割合>
		平成 29 年度 33.1%
		平成 30 年度 34.3%
		令和元年度 35.0%
		令和 2 年度 37. 2%
		令和 3 年度 41.7%
		令和 4 年度 46.6%
		令和 5 年度 53.2%
		17年6 平及 00.270
		国内の自動車販売台数は 400~500 万台前後で推移している。
		│ │<国内自動車販売台数の推移>
		〜     〜   〜   〜   〜   〜   〜   〜   〜
	要望の	平成 29 年度
	要望の 措置の	千成 30 年度   526 万百   令和元年度   504 万台
	適用見込み	令和 2 年度   466 万台
		令和 3 年度   422 万台
+		令和 4 年度   439 万台
有		令和 5 年度 453 万台
効		
性		令和6年度与党税制改正大綱においては、 「白動専門係諸税の見事」については、日本の白動専戦略やく
		│「自動車関係諸税の見直しについては、日本の自動車戦略やイ │ンフラ整備の長期展望を踏まえるとともに、「2050 年カーボン
	要望の措置	ファラ登幅の長期展望を踏まえるとともに、「2000 年ガーホブーニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものでなければ
	の効果見込	
	み(手段とし	ならない。その上で、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発 
	ての有効性)	展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への
		移行、地域公共交通へのニーズの高まり、CASE に代表される環
		境変化にも対応するためのインフラの維持管理・機能強化の必
		要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保し
		ていくことを前提に、受益と負担の関係も含め、公平・中立・

			簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を 行う。 その際、電気自動車等の普及や市場の活性化等の観点から、 原因者負担・受益者負担の原則を踏まえ、また、その負担分の モビリティ分野を支え、産業の成長と財政健全化の好循環の形成につなげるため、利用に応じた負担の適正化等に向けた具体 的な制度の枠組みについて次のエコカー減税の期限到来時まで に検討を進める。 また、自動車税については、電気自動車等の普及等のカーボ ンニュートラルに向けた動きを考慮切に踏まえた課税のあり に確保するため、その課税趣旨を適切に踏まえた課税のあり、 にで、イノベーションへの影響等の多面的な観点も含め、 関係者の意見を聴取しつつ検討する。」とされており、この方 針の実現を図る。
		当該要望項 目以外の税 制上の措置	
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	
	相当性	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との 関係	
		要望の措置 の 妥 当 性	令和 6 年度与党税制改正大綱を踏まえ、自動車関係諸税について、市場の活性化に寄与し、2050 年カーボンニュートラルの実現にも積極的に貢献するものとすべく、新たに保有段階におけるCO2削減に資する制度の基本的考え方を提示するとともに、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等を踏まえつつ、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行うものである。
関連する事項   これまでの租税特別措		租税特別 措 置 の 適用実績	〈新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合〉 平成 29 年度 83.3% 平成 30 年度 74.7% 令和元年度 72.6% 令和 2 年度 62.7% 令和 3 年度 68.8% 令和 4 年度 67.2% 令和 5 年度 69.8%

	<ul> <li>&lt;エコカー減税(自動車重量税(財務省試算))&gt;</li> <li>平成29年度 ▲720億円</li> <li>平成30年度 ▲660億円</li> <li>令和元年度 ▲620億円</li> <li>令和2年度 ▲600億円</li> <li>令和3年度 ▲510億円</li> <li>令和4年度 ▲400億円</li> </ul>
	令和 5 年度 ▲380 億円
租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	
租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	適用要件を満たす全ての自動車が対象であるため特定の者に 偏ってはいない。
前回要望時 の達成目標	
前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	_
これまでの 要 望 経 緯	<del>_</del>